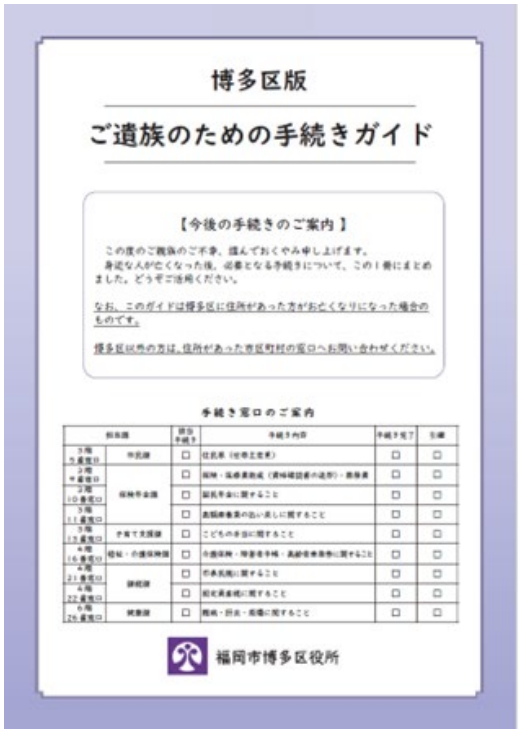
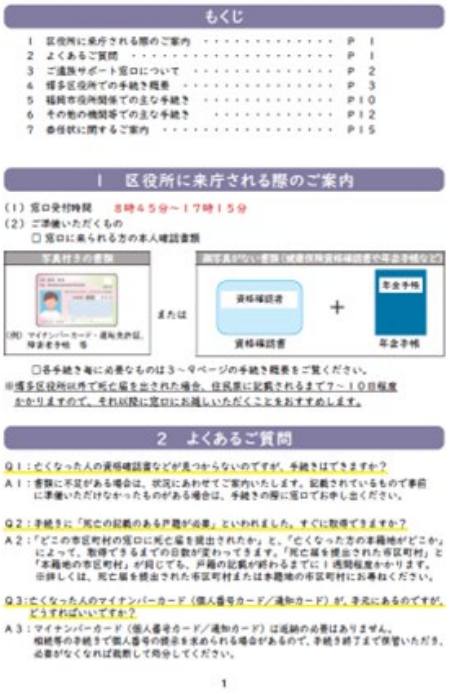
広 告 掲 載 仕 様 書（案）

1. 印刷物について

名 称	ご遺族のための手続きガイド 福岡市博多区版 令和９年度
規 格	A4 判 32 ページ（うち広告 12 ページ）
紙 質	上質紙 90kg
カラー	フルカラー
発行部数	2,300 部
発行頻度	年１回
発行日	令和９年６月１日
配付期間	令和９年６月１日～令和 10 年５月 31 日
配付対象者	博多区内に住所がある人の死亡届の届出者及び遺族
配付エリア	博多区内
配付方法	1.博多区役所で死亡届受理時に届出者に配布。 2.博多区市民課設置の「ご遺族サポート窓口」の相談者に配布。 3.福岡市ホームページに電子データ（広告ページを除く）を掲示。 4.福岡市ホームページに、決定事業者が用意した電子カタログページへのリンク設置。
内 容	別添「ご遺族のための手続きガイド 福岡市博多区版 令和９年度」仕様書のとおり
セールス ポイント	死亡に伴う様々な手続き（申請・届出）に必要なものをまとめている。
発行元	博多区市民部保険年金課

【参考】表紙等画像（令和8年度発行分）





2. 広告掲載要件

※ 福岡市広告事業実施要綱及び同実施要領を遵守して下さい。

※ 広告掲示枠は後ろ寄せ 12 ページまでとしてください。

※ 広告掲載内容について事前に審査を行うため、「福岡市広告事業実施要領」に基づき「広告掲載承認願兼検査調書」の提出が必要です。(提出期限:令和9年2月26日(金))
なお、審査の結果、広告内容の修正や変更が必要となる場合がありますので、ゆとりをもって原稿案の審査を受けてください。

3. 申込について

申込対象	広告代理店
申込方法	・ 申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参して下さい。 ・ 福岡市競争入札参加有資格者(以下、「市登録業者」という。)は、登録番号を記入して下さい。市登録業者の方は、添付書類の提出は不要です。 ・ 市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行された原本)、登記事項証明書(提出日前3か月以内に発行された原本)、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出して下さい。ただし、今年度中に本市が行った他の広告公募にお申し込みの際に提出済みの場合、添付書類の再提出は不要です。 ※市登録業者以外の方で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの(提出日前3か月以内に発行された原本)も併せて提出して下さい。 ア 直接持参の場合 下記申込先に、直接持参して下さい。 イ 郵送の場合 (1)郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行って下さい。 ⅰ 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス(レターパックライトは不可) ⅱ 総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの (2) 応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きして下さい。 ※電子メールでの提出はできません。
申込締切	ア 直接持参の場合 :令和8年 11 月 25 日(水) 15 時 イ 郵送の場合 :令和8年 11 月 24 日(火) <必着>
広告料金	最低予定価格:設定なし 広告料金は、広告事業者から市にお支払いいただく金額(税込)で、制作費などは含まれません。 支払予定時期:令和 9 年 6 月頃
選定基準	0 円での申込みもできますが、原則として、最も高い広告料金をご提示いただいた広告事業者を選定します。 複数の事業者より最も高い広告料金をご提示いただいた場合、くじにより選定します。 くじを行う日時は対象者へ別途お知らせします。
申込先	財政局財産有効活用部財産活用課 担当:大熊 〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1 10 階 TEL 092-711-4579 ／ FAX 092-711-4833 E メール zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp
媒体に関する問い合わせ先	博多区市民部保険年金課 担当:稲澤、塚本 〒812-8512 福岡市博多区博多駅前 2 丁目 8-1 TEL 092-419-1118・1117 ／ FAX 092-441-0075 Eメール hokennenkin.HAWO@city.fukuoka.lg.jp

「ご遺族のための手続きガイド 福岡市博多区版 令和9年度」仕様書

1. 名称
ご遺族のための手続きガイド 福岡市博多区版 令和9年度

2. 目的
博多区内に住所がある人が亡くなったときに、健康保険や介護保険、国民年金など様々な手続きが必要となるため、博多区役所内での各種手続きを案内するため「ご遺族サポート窓口」を設置している。
その窓口での案内時や死亡届の届出人に配付するため、ご遺族のための手続きガイドを作成するもの。

3. 内容等
（1）内容
広告事業者は、冊子の作成・印刷・製本及び納品場所への配送を行う。掲載する行政情報については、福岡市よりワード、エクセル等の電子データで提供する。
冊子の作成・印刷・製本及び納品に伴う送料等に係る費用は広告事業者が全額負担するものとし、現物を福岡市に納品することで広告料収入とするもの。

（2）成果物
ご遺族のための手続きガイド 福岡市博多区版 令和9年度：冊子 2,300 部及び電子データ一式

4. 仕様
（1）規格 A4 判32 ページ（うち広告12 ページ）

（2）紙質 上質紙 90kg

（3）カラー フルカラー

（4）掲載内容
① 行政情報
② 協賛広告

5. 作成スケジュール概要
（1）入稿
令和8年12月中旬～下旬

（2）校正
3 回（ただし、最終校は 2 校での校正部分の確認のみとする。）

（3）納期
令和9年5月下旬

6. 納品場所
博多区市民部保険年金課

7. 配布
（1）配布期間
令和9年6月1日～令和 10 年5月31日

（2）配布対象者
博多区内に住所がある人の死亡届の届出者及び遺族。

（3）配布方法

① 博多区役所で死亡届受理時に届出者に配布。

② 博多区設置の「ご遺族サポート窓口」の相談者に配布。

③ 福岡市ホームページに電子データ（広告ページを除く）を掲示。

④ 福岡市ホームページに、決定事業者が用意した電子カタログページへのリンク設置。

8. 広告掲載要件

（1）福岡市広告事業実施要綱及び同実施要領に準じる。

（2）広告掲載枠は後ろ寄せ 12ページまでとする。

（3）広告掲載内容について事前に審査を行うため、「福岡市広告事業実施要領」に基づき「広告掲載承認願兼検査調書」の提出が必要となる。（提出期限：令和9年2月26日（金））
なお、審査の結果、広告内容の修正や変更が必要となる場合があるので、ゆとりをもって原稿案の審査を受けるものとする。

9. 備考

（1）掲載面やレイアウトについては、市と協議の上決定する。行政情報の掲載情報については、福岡市から提供する。

（2）広告部分を除いた本文中の行政情報等に関する著作権は、福岡市に帰属するものとする。その他の内容に関する著作権は、広告事業者に帰属するものとする。

（3）広告事業者は、納品日から配布終了までの期間において、落丁及び乱丁などがあれば、必要に応じて差し替えを行うものとする。

（4）全ての内容は、関係法令で定める基準を遵守したものでなければならない。

（5）広告事業者は、制作にあたり、全般にわたって福岡市と連絡、調整しながら行うものとする。

（6）この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、福岡市と協議し進めるものとする。

以 上